

一般社団法人日本木造耐火建築協会 × 国（農林水産省、国土交通省）

『中高層・大規模耐火木造建築の普及に関する建築物木材利用促進協定』



協定締結日：令和7年8月7日

（初回締結日：令和4年5月31日）

有効期間：協定締結日～令和12年3月末

対象区域：全国

一般社団法人日本木造耐火建築協会は、

- ①木質耐火部材の1時間・1.5時間・2時間・2.5時間・3時間耐火構造技術を用いた中高層・大規模耐火木造建築の普及を促進
- ②令和12年3月31日までに、協会が運用する耐火構造の大臣認定を用いた木造の耐火建築物を50件以上実現することを目標
- ③マニュアルの作成及び講習会の開催を通じ、木質耐火部材を用いた木造耐火建築物の適切な設計・施工を担保するための知見の普及を促進
- ④合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第7条第2項に規定する合法性確認木材等の利用を促進等を内容とする協定を、農林水産省及び国土交通省と締結。